

中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定申請について

《セーフティネット保証制度》

	条 件	提出書類
5号 (イ) 売上高の減少関連	1. 対象 指定業種に属する事業を行っている中小企業者。 2. 基準 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して10%以上減少していること。 <u>ただし、令和3年3月31日までは5%に緩和する。</u>	◆申請書2部（押印は実印） ◆印鑑証明書1部（コピー可） ◆個人の場合 確定申告書の写し等1部 （实在確認・事業実態がわかる書類） ◆法人の場合 法人登記事項証明書1部（コピー可） ◆最近3か月および前年同期の売上高を証明できるもの（決算書、試算表等） ◆委任状（金融機関等が提出する場合）
5号 (ロ) 原材料に占める 原油価格の高騰関連	1. 対象 指定業種に属する事業を行っている中小企業者。 2. 基準 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。	◆申請書2部（押印は実印） ◆明細表 ◆印鑑証明書1部（コピー可） ◆個人の場合 確定申告書の写し等1部 （实在確認・事業実態がわかる書類） ◆法人の場合 法人登記事項証明書1部（コピー可） ◆最近3か月および前年同期の売上高を証明できるもの（決算書、試算表等） ◆委任状（金融機関等が提出する場合）

申請の受付および問い合わせについて

セーフティネット保証にともなう特定中小企業者認定の受付窓口は、事業所の所在地を管轄する市町村です。個人の場合は事業所の所在地であり、単なる住所ではありませんのでご注意ください。

また、認定申請の受付は市町村で行いますが、実際の融資や保証、それに関わる審査は各金融機関や信用保証協会が行います。制度全体については、関東経済産業局または埼玉県信用保証協会にお問い合わせください。

●関東経済産業局 産業部中小企業金融課 TEL 048-600-0425

●埼玉県信用保証協会 川越支店保証課 TEL 049-249-1681